

「サラワクの熱帯林を守る 先住民の闘い」

バル・ビアン(弁護士)



Baru Bian 弁護士

私はマレーシアのサラワク州から来ました。森林、水、そして土地の大切さということを考えていただきたいと思います。これは、アジアに住む私たちだけではなく、世界のための重要な問題です。

私は、先住民の一部族のイバンの民族に属し、両親は農民です。本日はイバンの仲間であるルン・バワン人の農民の息子として、そして15年間の弁護士として話をします。

サラワクの森林、土地、水というのは、サラワクの先住民にとって密接な関係があります。なぜ重要かといえば、一つは水の出所、源を森林は守っているからです。森林はサラワクの先住民にとって狩猟採取の場で、生活の糧ですから、非常に大切です。

この20年、もっと遡れば、50年というものは、先住民とサラワク州政府の間で大きな対立があります。この対立は、州がサラワクの土地や森林に収入源を頼っており、同じ土地と森は先住民にとっても生活の領域である訳です。2つの権利が

対立しているのです。先住民は、自分たちの土地に対する慣習権を主張していますが、州政府は慣習権を認めても、非常に狭い範囲のものにするのです。

先住民が主張している慣習権には、3つの区分があります。

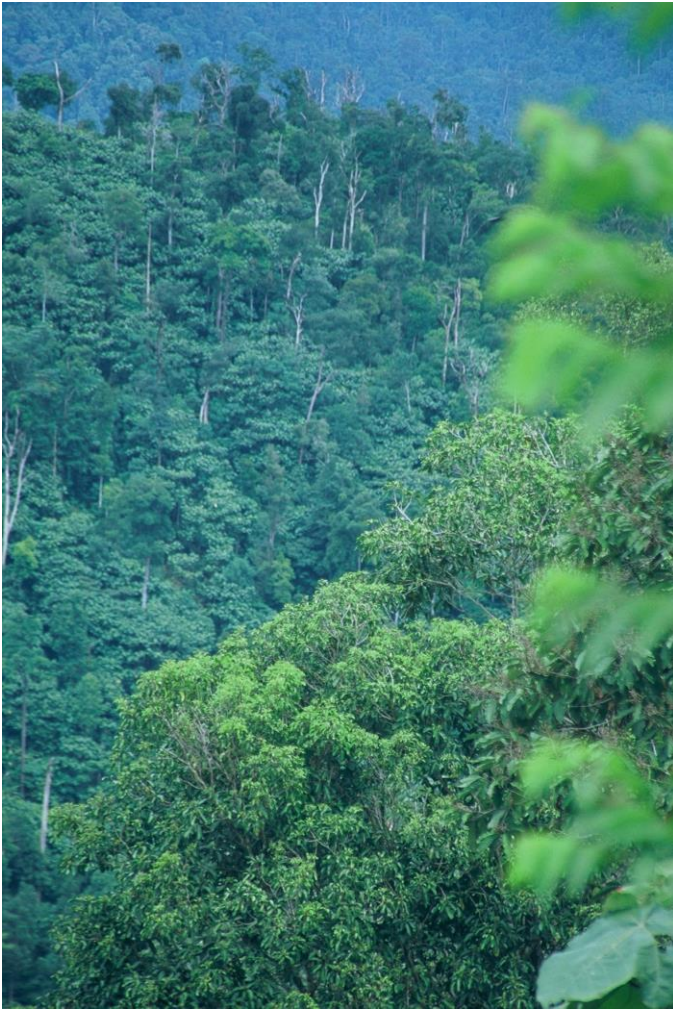
1つは「テムダ(Tomuda)」と呼ばれている土地です。この「テムダ」というのは、先祖の代から人々が開墾し、農地として使用してきた焼畑などの土地です。

現在のサラワクの土地に関する法律は、この「テムダ」だけを先住民の権利として認められています。しかし、1958年1月1日以前から開墾されている土地に限っています。この日付以降は、サラワク州政府から許可を得なければ、原生林を切り開くことが出来ません。

「テムダ」の他にも先住民が守っている土地で、権利があるという土地があります。これは「プラウ・ガラウ(Pulau Galau)」と呼ばれている所です。

ここは神聖な土地として、手をつけてはならない、切り開いてはいけない原生林であり、人々が代々守っている所です。この「プラウ・ガラウ」は、川の水源地であり、また狩猟採取が良く行われ、果物も多く採れ、薬草もたくさん生えている森であり、その土地を「プラウ」と人々は言って、守っています。「プラウ」は、何100年間手付かずのまま残されているので、非常に大きな樹木が残されています。大半が原生林です。

何十年もの間サラワク州政府は、「プラウ・ガラウ」という土地を先住民の慣習地として認めてきません。そこは原生林が残され、木材会社から伐採の依頼があれば州政府は「州政府の土地として」伐採権を与え、収入源としているからです。



サラワク州奥地の原生林

もう一つ、先住民が自分たちの権利があると考えている土地があります。先住民はそこを「ペマカイ・メノア(*Pemakai menoa*)」と呼んでいます。「ペマカイ・メノア」という土地は、西洋的な概念で言えば、村の敷地、境界内に当たります。村の境界が「ペマカイ・メノア」ということです。村の「ペマカイ・メノア」の領域の中に「テムダ」や「プラウ」という土地が含まれているのです。しかし州政府は、この「ペマカイ・メノア」も認めていません。

サラワク州政府は、多くの企業に伐採権であるとか、プランテーション開発のために、土地を貸し出す許可を与えています。これらの土地の中に、先住民が主張

している「テムダ」、「プラウ・ガラウ」、「ペマカイ・メノア」が含まれています。木材会社やプランテーションの企業は、州政府に許可をもらい、広大な土地を、森を、得ているのです。つまり突然、村の境界の中に知らない企業人や労働者が、どやどやと入ってきて、村人らと大きな対立が生まれています。

アブラヤシ農園に向かう道路封鎖が行われました。代々使用してきた先住民は、権利を略奪され、行動を起こしたわけです。土地に対する慣習権について、先住民たちと政府の考えに大きな隔たりがあり、先住民は道路封鎖という行動になったのです。

私はこの問題に長く関わっていく中で、州政府の慣習権に対する考え方や解釈に、誤りがあると考えてきました。「プラウ・ガラウ」や「ペマカイ・メノア」は、先住民が慣習権を持つ土地で、それは認められるべきであると思います。ですから、我々は1988年以降、この法律解釈の問題、定義について、マレーシア高等裁判所に訴えて裁判を起こしています。

その結果2001年、非常に画期的な判決が出ました。大きな勝利です。

アブラヤシ農園会社を訴えたノエルさんのケース。ここで我々は、“「テムダ」、「プラウ」、それを含む「ペマカイ・メノア」が全て先住民の慣習権を持つ土地である”と訴えました。企業は“900haの広大な土地は貸与されている”と(注)。高等裁判所は我々の訴えを認め、“慣習権があると主張している土地は、全て先住民のものとする”との定義を支持してくれました。企業側と政府側は、控訴しましたので、次回の判決を待たなければなりません。しかし、控訴が却下されることを、私は確信しています。そうなれば、我々先住民にとって大きな勝利になると考えます。

この2001年の判決の他にも、我々は年間50件以上の訴訟を抱えています。全て土地の慣習権に関することです。今後、次々と判決が出てくると予想されます。

本日は、約600人の多くの日本の皆様にお会いでき、嬉しく思います。これから出るであろう判決による先住民の勝利が、サラワク先住民のものだけでなく、皆様にとっての勝利であると考えています。ありがとう、皆様。

先ほど話の先住民の権利関係ですが、農耕地、原生林、境界地の関係をお話しましたが、農耕をしなくて森の中で狩猟を続けて生活している非定住のプナン人がいます。彼らは森に全てを依存しているわけですから、一番被害を受けるのは特に彼らです。この非定住のプナン人の権利は全く守られていません。権利が省みられないままに、伐採業者による森林破壊が続いています。それで彼らは、何度も何度も道路封鎖の抵抗を続けています。

非定住のプナン人の慣習的な権利を守らねばならないと思います。その審議が2003年11月にされ、判決は近いうちに出ると思います。もし、勝利すれば、再度日本に来て、ご報告できたらと願っています。

(2003年—大阪集会で600人への報告・講演のまとめ:)

(注)インドネシアの国立公園の中でも中位のタンジュン・プテイン国立公園も約40万haもある。900haだけの権利を認めるのは非常に小面積で、1958年の法からすれば、先住民は慣習権でサラワク州の森林の大半を利用・使用・保護していたが、、、。

(報告*西岡)

Baru Bian氏はその後も精力的な活動を行い、EUなどへ違法伐採についても報告に行っている。しかし、サラワク州政府は依然としてNGOs活動を敵視し、2010年にダム問題に反対する弁護士やNGO活動者を突然逮捕とエスカレートしている。

インドネシア等と比較して、サラワク州は観光客には優しいが、独裁的、反民主的で、情報非公開を貫き、政府関係者や木材企業がその利益を独り占めしている。
だから世界で生物多様性が最も高いといわれているボルネオ島はピンチなのだ。

2013年11月9日 BaruBian 弁護士兼サラワク州議員・

「マレーシア・サラワク先住民からのメッセージ」大阪集会(報告)

～奪わないで! 森と大地を～パーム油開発・森林破壊と先住民の権利

by 西岡良夫

【2013年9月、先住民の訴えの *Pemakai Menoa, Pulau Galau* を認め、先住慣習地優先の判決下す】

2013年9月27日、マレーシア控訴裁判所は、下級裁判所の決定を覆し、イバン族の土地の3千エーカー強のサラワク州の母国の先住慣習的権利を確認した判決を下した。裁判官ダトゥク・アブドゥル・ワヒド他2名の裁判官の全員は、サラワク州ミリ県スンガイレンボン・スアイからの原告訴えにつき、フォンタイ社、土地開発局(SLCDA)の一方的な開発に対し損害賠償等を認める。画期的な判決の1つである。

バル・ビアン弁護士は、「本日クチンでの控訴裁判で再び確認してアピールする。この判決で "*pemakai menoa*(パマカイ・メノア)" [果実・狩猟の入会地]と "*pulau galau*(プラウ・ガラウ)" [手をつけていない原生林で、共同の狩猟等での使用地・森]の利用が1958年からのサラワクの慣習権であり、先住民の Adat(慣習権)に基づく先住慣習地と確認された。当然の先住民への利用権の獲得だ」と。



上写真)別の判決で喜ぶルン・バワン、ケラビット、プナン人の人々とバル・ビアン弁護士

大阪に久しぶりにやってきたバル・ビアン弁護士は 1991 年からの友人だ。今年
は FoE Japan の招聘で Globe の国会議員との会議、FoE Japan との会合のため
に来日だ。2005 年ウータン等で招聘した彼は現在、サラワク州議員とマレーシア
野党 PKP 総裁を努める。新大阪に息子と共に来る。

バル氏は「以前奈良で多くの鹿を見た。あの鹿は今も食べられないの？」と第1
声だ。

「とんでもない！以前、奈良に観光に行き、見た鹿は神の使いとされるシカだ。
You can't eat!」

「美味しそうだったが、食べれないの？ 大半の先住民ならあの鹿を食べてみた
い」とバル氏。

「もしあなたが食べたら大変だ。逮捕されて News になり、悪党タイプ・サラワク州
首相が喜ぶよ」と私、西岡。

東京の参加者に判りに難いかったと思うので、大阪は簡潔に報告をと依頼した。

【先住民の森を破壊し続けるサラワク州政府】

マレーシア・サラワクでは大昔から先住民が大半の森や大地を慣習(アダット Adat)により利用していて所有権を持っていなかった。それを好都合と、マレーシア独立後、サラワク州政府は華僑の木材企業に次々と伐採権、所有権を与えた。そして今も日本は、サラワクの丸太・合板材等を大量に輸入している。

多くの先住民たちは、伐採権の告知を知らない為、多くの森や大地を失い、生活の糧の共有地を失った。そのため先住民代表がサラワク州政府、マレーシア連邦政府に木材伐採の異常な進行を停止するよう申し入れた。全く意見を無視したサラワク州、木材企業に対し、先住民たちは 1987 年各地で木材道路を 11 カ月にも封鎖する行動を取らねば、生活を守れなくなった。

現在、多くの先住民の権利を守るために、先住慣習権を獲得するためバル・ビアン弁護士等が奮闘している。

しかし木材企業等からの利益の大半は、州首相タイブ一族の利権となり、膨大な金額を得て、香港、スイス、豪州等の銀行に預け入れている。

通訳の神前・阪大教授によれば、「サラワク州政府は、トモダ (Tomoda[焼畑]) のみを先住慣習地と認めたが、パモカイ・メノア (*Pemakai menoa*) 等を認めず、紛争となっている」と指摘する。

サラワク州では保護林、州政府管理の森を伐採可能な地域としており、9 割以上の面積で伐採許可を与えている。そのため多くの先住民は、生活圏を奪われ、バル・ビアン氏は弁護士を選んだ。



アブラヤシ開発での森林破壊



上)Samling 社による Baram 上流の森林破壊

【多くの勝訴は、先住民と共に生きる】

「久しぶりの来日エキサイティングしています」とバル氏が今の感想を述べた。

「先住慣習権の勝訴の例を紹介していきたい。」

1995年、半島マレーシア・ジョホールで第1審が審査されて住民の勝訴となった。ジャクン村での半島マレーシア先住民オラン・アスリがシンガポールへの水道の敷設を勝手にしたと提訴した例です。

1954年以降、半島では先住民の保留地として先住慣習権があると定めがある。

代々ジャクンの人々が利用していたのに、シンガポールへの水道敷設は違法として、裁判所は住民の意見を取り入れた。裁判は敗訴したが、補償は立木について認められた。

第2例は、同じく半島マレーシアのサゴン・ダシんだ。オラン・アスリのコミュニティとして使用していた土地をセランゴール州はトゥムアンから空港への道路を造るといふもの。1996年に住民が提訴した。慣習権につき、Common Lawに基づき、住民の権利を認めた。2005年セランゴール州は不服として上告した。しかし最高裁(フェデルコート)は、州の集めた証拠不足と、原告が勝訴した。州は裁判を続けられないと控訴を取り下げた。

今回は立木だけでなく、土地が奪われたことに対して補償されたのが大きい。画期的な判例だった」と、バル・ビアン弁護士は語った。

【サラワク州での先住慣習権の勝訴】

「第3はノル・ニャワイのケース。ビンツル郊外の村でボルネオ・パルプ社(BPP以下BPPと略)の開発を訴えた。

サラワク州はトモダ([焼畑] *Tomoda*)を先住慣習地と認めたが、原生林等のプラウ・ガラウ(Pulau galau)、パモカイ・メノア(P.menoa)などは州政府のものと主張する。しかしどちらも先住民は狩猟や果実採取に使ってきた森だ。

BPP社は村長が同意したといい、開発した。しかし元々コミュニティが他の村と共同で使っていた森であり、村長のみ同意は不十分と多くの村人が提訴した。

2007 年、先住慣習地としてトモダ (*Tomoda*)、プラウ・ガラウ (*P.galau*)、パモカイ・メノア (*P.menoa*)としてイバン人が使用していたとの判決を下した。これも画期的な判例だ。しかし、サラワク州政府は[認められない]と控訴したが、プラウ・ガラウ (*P.galau*)等の内容につき州政府が証拠不十分との結果となったが、BPP 社の建設はされた」とバル氏。

「第4がシェル石油の開発に関する例だ。

ミリ市郊外のシェル石油のスクール、タンク設置等の件である。1958 年の先住慣習権から、住民が使用していたが、使用権消滅とサラワク州政府が考え、シェル石油に石油タンク等設置を与えた。土地使用権につき、住民の家が 1940 年以前に燃えて引っ越したが、住民はその後その地での果実を取り続けていた。つまり住民が使用しており、一方的に先住慣習権を消滅させたと州政府を訴えた例だ。

高等裁判所は、州政府が権利消滅には使用していないことを告知することは必須であると。住民は果実を取り続けていたのだから、またルマ・ノルの判例から州政府は補償しなければならないと。

州政府はマレーシア連邦政府の最高裁へ提訴したが、[証拠不十分、ルマ・ノルの判例が正しい]と Common Law の今までの判例で、サラワク州政府の訴えが却下された。マレーシア最高裁は確定したが、サラワク州はそれにも不服で差し戻しを要求。しかし最高裁判決につき裁判官 3 人全員が州政府の不服を認めない、敗訴とした」と。

大きな判例となり、その後 NCR(先住慣習権) 10 件を高裁で勝ち、最高裁でも勝訴している。

【政治から NCR(先住慣習権以下 NCR)の PR】

「先住慣習権(NCR)を知ってもらうために、政治に出た。多くの先住民が自ら奪われた権利をしらないからだ。最高裁(フェデルコート)もプラウ・ガラウ(P.galau), パモカイ・メノア(P.menoa)という原生林等の先住民の権利を認知してきた。

2011 年に国会議員となり、先住慣習権や汚職防止、違法蓄財を問い続けた。政府の考えも変わりつつある。しかしサラワク州政府はまだ頑なに先住民の権利を認めない。私たちはトモダ(Tomoda[焼畑])だけの先住慣習地以外の権利を勝ち取るように、住民たちにBラジオ放送やCD配布して現在の情報を流している」とバル氏。

—質疑から—**——*—

質問*「現在、NCR について何件くらいの依頼がありますか。」

Baru:「約 200 件の提訴等の依頼があり、NCR につきパモカイ・メノア、プラウ・ガラウも含むとマレーシア最高裁が認めているので、その考えを拡げたい。」

質問*「勝訴しても建設された例は、？」

Baru:「バクン・ダムにつきは建設された。差し止め敗訴した際、裁判官はその内容をいわなかった。今進められているバラム・ダムについて建設されなようけしかけている。生存権に違反するから、土地法、土地収用について裁判で争うと考えている。

最近では、サバ、サラワクの NCR につき各 1 件勝訴している。サラワクはアブラヤシ開発、サバ州は住民の土地の収奪の問題だ。

質問*「プランテーション開発を止めた例は？」

Baru:「数件あるが、大半は今までのように開発されている。まだまだ多くの問題があり、政治活動、弁護士として今後サラワク州が変わるように、努力を続けていきたい。」

————— ☆☆☆ ————— ☆☆☆ —————

今、バル・ビアン氏は多くの先住民から期待され、「サラワク首相に Baru Bian を！」とも言われている。政治からも変えることができるなら、インドネシアの良識ある人々や世界の人々と手を組めるだろう。サラワクの汚職・腐敗、独裁的な政治が良くなるように期待したい。 (2014年1月/記) by 西岡良夫